

# 返済不要のもらえる補助金を有効活用しましょう！！



『補助金がもらえるなんて知らなかった・・・』

『銀行の融資とはちがって返済不要！！』

**特別枠・事業再開枠**できました！！

## 1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

(原則: 補助額: ~1,000万円、補助率: 1/2~3/4)

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

詳細はこちら→ <http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

## 2. 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

(原則: 補助額: ~50万円、補助率: 2/3)

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

詳細はこちら→ <https://r1.jizokukahojokin.info/>

## 3. 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

(原則: 補助額: ~450万円、補助率: 1/2)

自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助

詳細はこちら→ <https://www.it-hojo.jp/overview/>

## 特別枠(上記3つの補助金に共通)

「特別枠(類型B又は類型C)」の補助率の引き上げ

令和2年度補正予算で創設した「生産性革命推進事業」の特別枠のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等で推奨されている、類型B(非対面型ビジネスモデルへの転換)と類型C(テレワーク環境の整備)への投資が一定水準(補助対象経費の6分の1以上)の場合は、補助率を2/3から3/4へ引き上げます。

(特別枠の対象事業の類型)

類型A	サプライチェーンの毀損への対応	補助率	2/3
類型B	非対面型ビジネスモデルへの転換	補助率	2/3 → 3/4
類型C	テレワーク環境の整備	補助率	2/3 → 3/4

## 事業再開枠(上記1(ものづくり補助金)及び上記2(持続化補助金)について)

(事業再開枠の支援内容) 補助率: 定額補助(10/10) 補助上限: 50万円(又は、総補助額の1/2まで)

対象者: 持続化補助金(特別枠・通常枠)、ものづくり補助金(特別枠)の採択者

対象経費: 業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策の経費(例: 消毒、マスク、清掃、間仕切り、換気設備等の費用)

※39県で緊急事態宣言が解除された5月14日以降に発生した経費が対象

注意！！

補助金は、様々なルール・条件を守ることがあり、ルール違反をすると補助金がもらえなくなったり、返還しなければならなくなることがありますので、詳細は、逐一、事務局に確認しながら進めることをおすすめします。特に、補助金の交付が決定される前に経費の支出をしてしまうトラブルがよくありますので、注意が必要です。事前に事務局に確認しましょう。

弁護士・中小企業診断士 一般社団法人日本紙芝居型講師協会 代表理事 藤堂武久

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-3-3階 青葉法律事務所

電話: 03-4405-6321 FAX 03-5213-4569

Mail: [todo@aoba-law-office.net](mailto:todo@aoba-law-office.net) HP: <http://todotakehisa.sub.jp>

電話相談・オンライン相談受付中(まずは上記の電話・FAX・Mailへご相談下さい)

資金繰り、現金・利益確保のご相談、社内会議・社内勉強会の司会進行サポート、オンライン社員研修・勉強会、オンラインセミナーも受付中



(注意) 情報変更・法律改正・法解釈の変更・見解の相違等があり得るため、上記の内容については、個別の状況に応じて、最新の情報の確認や専門家への確認をお願いします